

藤沢市介護保険条例の一部改正について
藤沢市介護保険条例の一部を次のように改める。

2021年（令和3年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市介護保険条例の一部を改正する条例

藤沢市介護保険条例（平成12年藤沢市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第1号中「28,200円」を「33,000円」に改め、同項第2号中「33,840円」を「46,200円」に改め、同項第3号中「39,480円」を「46,200円」に改め、同項第4号中「50,760円」を「59,400円」に改め、同項第5号中「56,400円」を「66,000円」に改め、同項第6号中「62,040円」を「72,600円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加え、「額とする」を「額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第7号中「73,320円」を「85,800円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第8号中「84,600円」を「99,000円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第9号中「90,240円」を「105,600円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第10号中「101,520円」を「118,800円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第11号中「107,160円」を「125,400円」に改め、「部分を除く。）」の次に「、次号イ又は第13号イ」を加え、同項

第12号中「112,800円」を「158,400円」に改め、同号を同項第14号とし、同項第11号の次に次の2号を加える。

(12) 次のいずれかに該当する者 132,000円

ア 段階判定所得金額が10,000,000円以上15,000,000円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 145,200円

ア 段階判定所得金額が15,000,000円以上20,000,000円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第6条第2項中「減額賦課に係る」の次に「令和3年度から令和5年度までの各年度における」を加え、「平成30年度においては25,380円と、令和元年度においては21,150円と、令和2年度においては16,920円」を「19,800円」に改め、同条第3項中「減額賦課に係る」の次に「令和3年度から令和5年度までの各年度における」を加え、「令和元年度においては31,020円と、令和2年度においては28,200円」を「33,000円」に改め、同条第4項中「減額賦課に係る」の次に「令和3年度から令和5年度までの各年度における」を加え、「令和元年度においては38,070円と、令和2年度においては36,660円」を「42,900円」に改める。

附則第10項及び第11項を削り、附則第9項を附則第11項とし、附則第8項を削り、附則第7項を附則第10項とし、附則第4項から第6項までを3項ずつ繰り下げ、附則第3項の次に次の3項を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

4 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定

についての第6条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

5 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

6 第4項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附則第12項を削る。

附 則

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の藤沢市介護保険条例第6条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、第8期介護保険事業計画の策定に伴い介護保険第1号被保険者の介護保険料を改正するとともに、介護保険料の算定の基礎として算出する所得額について、所得税における低未利用地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除と同様の控除を設け、及び平成30年度税制改正の影響によるその増加を生じさせないようにするために介護保険法施行令の一部が改正されたことを受け、所要の改正をする必要による。